平成２７年（フ）第１７６７号
名古屋市南区鳥山町１丁目15番地　稲葉方、開始決定時の住所名古屋市天白区西入町219番地
破産者　横井　　隆
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６９号
名古屋市名東区猪子石１―505　エスカーラ猪子石２Ａ、従前の住所名古屋市中川区八剱町４丁目68番地
破産者　中川　辰也
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３６０号
名古屋市北区鳩岡町１丁目１番地　アーバンラフレ志賀９棟601号
破産者　水戸　賢司
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３０号
広島市佐伯区藤の木１丁目５番17号
破産者　吉川　美咲
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５５号
福島市森合字高野３番地の６サニータウン森合１号室、開始決定時の住所福島市北沢又字中清水１番地の９
破産者　渡邉　礼子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１２５号
富山県高岡市明園町４番３号
破産者　川端　啓子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第７３９９号・平成２８年(フ)第６３４９号
東京都墨田区太平３丁目１番２号
破産者　ネットカード株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年10月31日まで
2　一般調査期日　平成31年２月13日午後１時30分
平成30年５月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９１号
札幌市厚別区厚別南４丁目２番30号
破産者　株式会社北海ケミカル
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年８月28日午前11時
平成30年５月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１６号
札幌市手稲区富丘５条５丁目３番５号
破産者　杉尾　國好
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年８月28日午前11時
平成30年５月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２号
堺市堺区大浜北町１丁２番１号大阪管財ビル１階
破産者　医療法人創恵会
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年８月６日午前11時30分
平成30年５月31日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２７号
広島市安佐北区口田南２丁目８番11―204号２号棟、（開始決定時の住所）広島市安佐北区口田２丁目27番38―904号
破産者　山根　里志
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年８月24日午前11時
平成30年６月１日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５９号
福岡県久留米市三潴町生岩55番地３、前住所福岡県久留米市城島町西青木736番地２
破産者　野口　初子
1　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
2　一般調査期日　平成30年８月２日午前10時15分
平成30年５月30日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４８６６号
大阪市西成区梅南２丁目２番２号
破産者　株式会社エー・アイ・ディー
1　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
2　一般調査期日　平成30年９月３日午後２時
平成30年６月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１０６号
大阪市淀川区新高３丁目11番３―1412号、前住所大阪府吹田市古江台５丁目３番13―604号
破産者　佐藤　　薫
1　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
2　一般調査期日　平成30年９月３日午後２時30分
平成30年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２９号
愛媛県松山市南吉田町2307番地
破産者　株式会社四国車輛輸送サービス
1　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
2　一般調査期日　平成30年９月６日午後２時15分
平成30年６月１日　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
佐賀県武雄市武雄町大字永島15433番地８、前住所佐賀県三養基郡基山町大字園部1771番地
破産者　服巻　稔幸
1　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
2　一般調査期日　平成30年８月22日午前11時30分
平成30年５月30日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第９４９号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目１番７号
破産者　大藪　紀之
1　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
2　一般調査期日　平成30年９月３日午後２時30分
平成30年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３号
高知県香南市野市町下井367番地１　リバーサイド102号
破産者　山崎　信次
1　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
2　一般調査期日　平成30年９月７日午前10時15分
平成30年６月１日　　高知地方裁判所破産係

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第２０１５号
東京都新宿区新宿５―17―２ＹＭビル６Ｆ
清算株式会社　株式会社ＭＪ管財
代表清算人　岡崎　　太
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入する。